

岩見沢市新病院開院支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、岩見沢市新病院開院支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も優れた提案及び能力を有する者を本業務の優先交渉権者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 岩見沢市新病院開院支援業務
- (2) 業務内容 詳細は別紙仕様書によるが、本プロポーザル実施を経て優先交渉権者を決定後、協議の上仕様内容の最終調整を実施するものとする。
- (3) 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
- (4) 見積上限 66,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものである。

3 応募に対する制限

- (1) 岩見沢市新病院建設工事基本設計業務の受託者（協力会社を含む。）、またはこれらと資本関係、もしくは人的関係のある者は、本プロポーザルに参加することはできない。
- (2) 本業務の受託者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係または人的関係のある者は、今後発注予定の新病院建設事業に係る実施設計業務及び建設工事の入札に参加し、または受注することはできない。

〔資本関係または人的関係のある者〕

- ア 資本関係とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある場合、または親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
- イ 人事関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本要領配布開始日以降、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 過去 10 年間（平成 25 年 4 月 1 日以降）に、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の新築または改築（許可病床数 300 床以上に限る。）において、以下の支援業務のいずれかを元請としてそれぞれ 3 件以上受託し、履行した実績があること。ただし、「開院支援業務」等として複数の支援業務を一括して受託した場合を含む。
- ア 運営計画策定支援業務
 - イ 医療機器・什器備品整備計画策定支援業務
 - ウ 医療情報システム整備計画策定支援業務
- (10) 医療機器製造業及び医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。

5 配置予定担当者の要件

次の要件を満たす者を、総括責任者及び主任担当者として配置すること。

- (1) 統括責任者は、本業務全体を総括的に管理する者とし、以下の全てを満たす者を充てること。
- ア 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者であること
 - イ 4 (9)に定める支援業務を 1 件以上担当し、かつ履行した実績を有すること
- (2) 主任担当者は、本業務を主に中心となって担当する者とし、4 (9)に定める支援業務を 1 件以上担当し、かつ履行した実績を有すること。
- (3) 総括責任者及び主任担当者は、参加者の組織に直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有する者であること。
- (4) 提出書類に記載された配置予定担当者は、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由があると認められる場合を除き、変更することができない。
- (5) このほか、設計業者及び医療情報システムベンダー等との調整に対応できるよう、各分野に精通した専門スタッフを配置すること。

6 スケジュール

内 容	日 時
実施要領の配布期間	令和 5 年 1 月 26 日（木）～2 月 7 日（火）
実施要領に関する質問期間	令和 5 年 1 月 26 日（木）～2 月 2 日（木）正午まで
質問に対する回答期限	令和 5 年 2 月 3 日（金）
参加表明書提出期限	令和 5 年 2 月 7 日（火）正午
参加表明書の審査結果通知期限	令和 5 年 2 月 8 日（水）まで
企画提案書類提出期限	令和 5 年 2 月 17 日（金）午後 4 時
プレゼンテーションの実施	令和 5 年 2 月 21 日（火）午後予定
選定結果の通知	令和 5 年 2 月下旬以降

7 参加方法

- (1) 本件に関する質疑

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- ア 受付方法 公募型プロポーザル質問書（様式第1号）に記入の上、データ（Excel形式）を添付して電子メールにより送信するとともに、到達確認の電話連絡をすること（送信先及び連絡先は14を参照）。
※件名を「開院支援業務に関する質問」とすること。
※電話及び口頭等による質問への個別対応は行わない。
- イ 受付期間 令和5年2月2日（木）正午必着とする。
- ウ 回答方法 令和5年2月3日（金）までに当院ホームページへの掲載をもって回答とする。

(2) 参加表明書等の入手方法

参加表明書その他公募に係る資料・様式は、岩見沢市立総合病院のホームページ (<https://www.iwamizawa-hospital.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 参加表明手続

本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- ア （様式第2号）公募型プロポーザル参加表明書（誓約書）
- イ （様式第3号）誓約書
- ウ （様式第4号）会社概要
※会社案内またはパンフレット・業務受託実績一覧等既存資料がある場合は添付すること。
- エ （様式第5号）会社の業務実績調書
※業務の履行実績を示す契約書（鑑）及び業務内容のわかる仕様書の写し（いずれも両面印刷とする。）を添付すること。
※金額や守秘義務により公表できない部分は黒塗り等でも可とする。
- オ （様式第6号）配置予定担当者調書
- カ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。）
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近決算時のもの
- ク 納税証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。）
※国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。
※都道府県税については、当該業務を主に担当する事業所が属する都道府県のものを提出すること。

- (4) 提出方法 「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は送付（書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。）により提出すること。

- (5) 提出部数 各1部

- (6) 提出期限 令和5年2月7日（火）正午
（持参の受付は、土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

- (7) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地
岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室

(8) 参加資格要件の審査

提出された書類に基づき、4に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和5年2月8日（水）

までに審査結果及び企画提案書提出要請の旨を通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。当院は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

(9) 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までの間に辞退届（様式第7号）を持参または電子メールにより提出すること。

8 企画提案書の作成及び提出

企画提案への参加決定の通知を受けた事業者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ・(様式第8号) 企画提案書(鑑)
 - ・(様式第9号) 別紙1「提案課題」による企画提案書(任意様式でも可)
 - ・(様式第10号) 参考見積書及び積算内訳書(任意様式)
 - ・企画提案ヒアリング等出席報告書(参加決定通知の際に別途送付する。)
- (2) 提出部数
 - ① 正本1部、副本10部(副本には様式第8号は不要)
 - ② 電子データを保存したCD-R(提出書類をPDF化したもの)1枚
- (3) 提出方法
 - 「公募型プロポーザル企画提案書」と明記した封筒に前号①②を同封し、持参又は送付(書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。)により提出すること。
- (4) 提出期限
 - 令和5年2月17日(金) 午後4時
 - (持参の受付は、土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで)
- (5) 提出先
 - 〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地
 - 岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室
- (6) その他
 - ・提案書は、日本産業規格A4判縦、横書き、左綴り、両面印刷10ページ以内(様式第8号及び参考見積書を除く。)とし、下部にページ番号を付すこと。
 - ・片面で1ページ、両面で2ページとする。また、A3判横の折込みも可とするが、その場合は片面でA4判2ページと換算する。
 - ・文字サイズは10ポイント以上を基本とする(図表部分はこの限りでない)。
 - ・提案資料は、上記の条件を満たしていればPowerPointなどを用いた任意の書式で作成して差し支えない。
 - ・参考見積書には、契約期間中に見込まれる経費の総額(消費税等相当額を除く。)を記入し、項目別の金額内訳(配置技術者の単価、工数など)を積算内訳書(任意様式)に示すこと。なお、見積金額は、2(4)に定める見積上限額を超えないこと。

9 企画提案の審査

(1) 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、岩見沢市新病院開院支援業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 実施予定日 令和5年2月21日（火）午後（予定）

※時間及び会場等の詳細については、別途通知する。

イ 出席者 4名以内（パソコン操作者を含む。）

※統括責任者及び主任担当者は必ず参加すること。

※別途送付する「企画提案ヒアリング等出席報告書」により出席者を報告すること。

ウ 説明時間 15分程度（質疑応答の時間は除く。）

エ 説明方法 ・提出した企画提案書に記載した内容に基づくものとし、追加資料の配付や差替は認めない（企画提案書の部分拡大や概要版は可とする）。

・プレゼンテーションに用いるパソコンは、参加者が準備し持参すること。

・当院の42型モニタ（HDMI または VGA 接続）を使用することができる。

オ その他 ・プレゼンテーションは、非公開とする。

・新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、プレゼンテーション等をオンライン（WEB会議）で行う、または書類審査のみとする場合がある。

10 優先交渉権者の選定及び結果の通知・公表

(1) 評価基準（別紙2）に基づき総合的に評価・採点を行い、最高点を得た参加者を優先交渉権者として選定する。

(2) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を優先交渉権者とする。

さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。

(3) 最高点を得た参加者が辞退した場合は、次点の参加者を優先交渉権者とする。

(4) 参加者が1者のみであった場合は、審査委員会による評価点の合計得点率が6割以上で、かつ受託候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。

(5) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し書面により通知するとともに、岩見沢市立総合病院ホームページにおいて公表する。

ア 結果の通知 令和5年2月下旬（予定）

イ 公表内容 優先交渉権者及び次点者の名称

(6) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

11 契約の締結

(1) 選定結果通知後、優先交渉権者と協議の上、必要に応じて仕様書の修正・追加等を行い、確定した段階で随意契約締結の交渉を行うこととする。

(2) 選定結果通知日から30日以内に契約交渉が整わないときは、次点に選定された者と改めて契約交渉を行うこととする。

(3) 本業務に係る令和5年度予算が議決されなかった場合、または歳出予算について減額もしくは削除された場合には、本業務の契約締結を中止し、または契約を解除することができる。この場合において、生じた損害の賠償を市に請求することができない。

12 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 提出期限、提出場所、提出方法、記載方法等が本要領に適合しない場合。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合（災害や事故など不測の事態による場合を除く）。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

1 3 その他

- (1) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案資料の著作権及び知的所有権は提出者に帰属するが、選定作業に必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6) 企画提案資料の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、提出書類の脱漏または不明確な表示等があり、かつ市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 業務委託の仕様は、企画提案書の内容を反映したものとする。
- (8) 本業務の受託者は、円滑に業務を遂行するため、当院が発注する他の新病院建設関連業務の受託者と相互に協力、連携しなければならない。
- (9) 受託者が誠実に本業務を履行した場合、実施設計段階から新病院開院（令和 10 年春を予定）後までの期間で予定している開院支援業務について、随意契約締結の協議をする場合がある。

1 4 本件に関する問い合わせ先

岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室
〒068-8555 北海道岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地
電話 0126-22-1650（内線 1270）
FAX 0126-25-0886
E メールアドレス h-jyunbi@i-hamanasu.jp